

保育関連施設等の整備にかかる優遇融資のお知らせ

待機児童の解消に向けた国の施策を支援するため、保育所、幼保連携型認定こども園、放課後児童健全育成事業の整備事業について、通常の貸付条件より償還期間、据置期間及び融資率を優遇した融資を実施しています。

《対象となる施設》

- ◎保育所 ◎小規模保育事業 ◎幼保連携型認定こども園
- ◎放課後児童健全育成事業 ◎企業主導型保育事業
- ◎認可外保育施設（安心こども基金または保育対策総合支援事業費補助金からの補助を受けているものに限る）

融資条件	【優遇適用後の条件】	【通常条件】
利率	基準金利 ※1 (据置期間中無利子) ※2	基準金利
償還期間	30年以内	20年以内
据置期間	3年以内	2年以内
融資率	95%	75・80%

※1 福祉貸付利率表（PDF）の「1社会福祉事業施設」の利率が適用されます。利率は、金銭消費貸借契約締結時の利率を適用します。

※2 保証人不要制度、建物賃借無担保制度を利用する場合は、据置期間中においても上乗せ金利をいただくこととなります。

※3 取扱期限は、令和7年3月31日までとなります。

▼利率表はこちら



- ご融資には担保・保証人（保証人不要制度あり）が必要となります。また、所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。
- その他詳しい条件やご融資のご相談については、下記連絡先までお問い合わせください。

1 連絡先

施設開設地が東日本（石川県、岐阜県、三重県より東の地域）の方

◎東京本部福祉医療貸付部福祉審査課融資相談係
TEL (03) 3438-9298
FAX (03) 3438-0583

施設開設地が西日本（福井県、滋賀県、奈良県より西の地域）の方

◎大阪支店福祉審査課融資相談係
TEL (06) 6252-0216
FAX (06) 6252-0240